明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務三九）　一
○法務省組織規則の一部を改正する省令（同四〇）　三
○地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令（同四一）　三
○一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令等の一部を改正する省令（経済産業四八）　三五
〔告　示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一四七四）　六六
○生産業者及び輸入業者の名称及び住所の変更に係る届出があった件（同一四七五）　六七
○肥料の登録が失効した件（同一四七六）　六七
○肥料を登録した件（同一四七七）　六七
〔叙位・叙勲〕　六七
〔褒　賞〕　六八
〔官庁報告〕
国家試験
令和六年度情報処理安全確保支援士試験及び情報処理技術者試験（経済産業省）　六九
令和五年不動産鑑定士試験合格者（国土交通省土地鑑定委員会）　七〇
令和五年度放射線取扱主任者試験合格者（原子力規制委員会）　七〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七二
特殊法人等
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の令和四事業年度財務諸表、公文書等の管理に関する日本銀行、企業年金基金変更、弁理士登録、企業年金連合会令和四事業年度決算等、日本弁護士連合会懲戒処分・懲戒処分取消訴訟の判決確定関係　九二
地方公共団体
教育職員免許状失効・取り上げ処分、行旅死亡人、公示送達関係　一四二
会社その他　一四六
会社決算公告　一五二

省令

○法務省令第三十九号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十六号）の一部の施行に伴い、及び出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月六日

法務大臣　小泉　龍司

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（在留資格認定証明書） **第六条の二**　［略］ ２　前項の申請に当たつては、写真（申請の日前六月以内に撮影されたもので別表第三の二に定める要件を満たしたものとする。第七条の二第四項、第七条の四第一項、第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項及び第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十一条の三第三項（第二十一条の四第三項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十四条第二項、第二十五条第一項並びに第五十五条第一項及び第二項において同じ。）一葉並びに当該外国人が本邦において行おうとする別表第三の中欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。 ［3～6　略］	（在留資格認定証明書） **第六条の二**　［同上］ ２　前項の申請に当たつては、写真（申請の日前六月以内に撮影されたもので別表第三の二に定める要件を満たしたものとする。第七条の二第四項、第七条の四第一項、第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項及び第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十一条の三第三項（第二十一条の四第三項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十四条第二項、第二十五条第一項並びに第五十五条第一項において同じ。）一葉並びに当該外国人が本邦において行おうとする別表第三の中欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。 ［3～6　同上］